

神奈川県西部消防広域化協議会（第2回）の会議概要について

1 開催日時 平成23年12月22日（木）13時30分から17時30分まで

2 開催場所 小田原市役所 3階 議会全員協議会室

3 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり

4 主な協議事項

（1）中長期財政シミュレーション（中間報告）

中長期財政シミュレーションの作成状況が報告された。

（2）広域消防運営計画策定事項について

ア 協議第5号「広域化の実施時期について」

次のとおり確認された。

- ① 広域化の実施時期は、平成24年度末とする。

イ 協議第6号「意見調整組織について」

継続協議となった。

ウ 協議第7号「初期投資経費について」

次のとおり確認された。

- ① 広域化までに施設等を改修及び整備し、広域化後の業務を円滑に行うための経費を初期投資経費として取り扱う。
- ② 初期投資経費は、次の項目とする。
 - ・消防本部庁舎改修、消防指令センター改修、庁内LAN整備、アナログ無線改修、貸与品統一、車両標示変更、庁舎看板等製作、その他

エ 協議第8号「初期投資経費に係る財源について」

次のとおり確認された。

- ① 初期投資経費に対しては、国及び神奈川県の財政支援制度を活用する。

オ 協議第9号「消防指令センターの統合について」

次のとおり確認された。

- ① 小田原市消防本部に消防指令センターを統合する。
- ② 消防情報指令システム（以下「指令システム」という。）を改修し、機能を統合する。
- ③ 広域化と同時に、消防指令センターを統合する。

カ 協議第10号「貸与品の統一について」

次のとおり確認された。

- ① 貸与品は、小田原市の基準に統一する。

② 広域化にあわせ原則、すべての貸与品を統一する。

キ 協議第 11 号「消防救急無線デジタル化（活動波）の運用開始時期について」

次のとおり確認された。

① 活動波の運用開始は、共通波に合わせる。ただし、最終的な運用開始日については、実施設計を踏まえ、決定することとする。

ク 協議第 12 号「交替制勤務体制について」

次のとおり確認された。

① 交替制勤務体制は 2 部制とする。

ケ 協議第 13 号「消防本部及び署所の機構について」

次のとおり確認された。

① 広域化に伴い、小田原市消防本部の機構を変更する。

② 消防署の機構は、2 消防署、2 分署、8 出張所とする。

③ 消防署所の名称については、原則として消防署所が所在する地名を用いるものとする。

コ 協議第 14 号「署所の管轄区域について」

次のとおり確認された。

① 消防署所の管轄区域は、現状のとおりとする。

② 管轄区域とは別に、出場区域の見直しを行なう。

サ 協議第 15 号「初期投資経費の負担方法について」

次のとおり確認された。

① 初期投資経費については、投資の目的、消防力の受益者等を明確にした上で、経費項目ごとに、次のいずれか、または幾つかを組み合わせる方法を適用し、各市町の負担額を算出することとする。

○人口割

・関係市町の人口割合に基づき算出する手法であり、「行政区域や消防署所の管轄区域を越えて供される消防力への投資経費と見做されるもの」に適用する。

○出場区域人口割

・消防署所の出場区域に占める関係市町の人口割合に基づき算出する手法であり、「消防署所に関する経費のうち主に出場区域内に供される消防力への投資と見做されるもの」に適用する。

○実費

・「人口割及び出場区域人口割等の手法に拠らずとも、各市町の負担額が明確なもの」に適用する。

○単独整備費割

- ・消防本部管轄ごとに単独整備を行った場合の費用比率に基づき算出する手法であり「消防指令センター改修経費のうち、共通設備の改修に伴う経費」に適用する。

シ 協議第 16 号「消防救急無線デジタル化（活動波）経費の負担方法について」

次のとおり確認された。

- ① 消防救急無線デジタル化（活動波）経費については、原則として消防本部管轄ごとに単独整備を行った場合の費用比率に基づく負担方法（「単独整備費割」という）とし、各市町の負担額を算出することとする。
 - ・足柄上地域 1 市 5 町の費用負担は、人口割とする。

ス 協議第 17 号「財産の取扱いについて」

継続協議となった。

セ 協議第 18 号「債務の取扱いについて」

継続協議となった。

ソ 協議第 19 号「職員の任用（採用方法等）について」

次のとおり確認された。

- ① 足柄消防組合の職員を小田原市職員として採用する。
- ② 原則として、採用（選考）は無試験とする。
- ③ 小田原市職員となる者の職務の級は、小田原市の基準に基づき他の職員との均衡を考慮して決定する。

タ 協議第 20 号「給料の取扱いについて」

次のとおり確認された。

- ① 小田原市職員となる者の給料月額（職務の級の号給）は、小田原市の基準に基づき他の職員との均衡を考慮して決定する。
- ② 小田原市職員として受ける給料月額が、小田原市職員となる前日に受けていた給料月額に達しない者については、5 年間その差額を保障（現給保障）する。

チ 協議第 21 号「諸手当の取扱いについて」

次のとおり確認された。

- ① 諸手当は、小田原市職員となったときから、小田原市の基準で支給する。
- ② 諸手当の現給保障は行わない。

ツ 協議第 22 号「退職手当の取り扱い（支給関係）について」

次のとおり確認された。

- ① 退職手当は、小田原市の基準に基づき支給する。

- ② 足柄消防組合において退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、小田原市職員の勤続期間に通算する。
- ③ 激変緩和措置として、経過措置を設ける。

テ 協議第 23 号「消防本部及び署所の事務分掌について」

次のとおり確認された。

- ① 現在の小田原市消防本部及び消防署の事務項目を基本とし、広域化に伴う新たな事務項目を追加する。
- ② 広域化時の組織・機構を勘案し、事務分掌を規定する。

ト 協議第 24 号「署所の配置部隊数及び車両、資機材の配置について」

次のとおり確認された。

- ① 広域化時の消防署所の部隊配置数は現状を基本とする。
- ② 部隊配置に併せて必要な車両、資機材等を配置する。

ナ 協議第 25 号「機構図に基づく配置職員数について」

次のとおり確認された。

- ① 広域化時の消防職員数は現状を超えないものとする。
- ② 消防本部及び通信指令業務等の職員数を合理化し、その効果を現場の消防体制の強化に充てる。

ニ 協議第 26 号「部隊運用の見直しについて」

次のとおり確認された。

- ① 原則として小田原市消防本部の部隊運用方法に統一する。
- ② 広域化を機に、小田原市消防本部の部隊運用を見直す。

ヌ 協議第 27 号「経費の区分について」

次のとおり確認された。

- ① 消防事務の委託に関する経費については、経費の性質に合わせ、委託料と負担金とに区分する。

○委託料

- ・毎年度継続して固定的に支出される経常的経費に係る経費であり、原則として人件費や物件費等に適用する。

○負担金

- ・主として政策的経費とされる経費であり、工事請負費、車両購入費等に適用する。
- ・公債費については、工事請負費や車両購入費により取得する財産に係るものが、ほとんどを占めることから、経費の区分は負担金とする。

ネ 協議第 28 号「管理監督者の配置について」

次のとおり確認された。

- ① 広域化時の組織・機構に基づき、業務の内容、質及び量等を考慮し、適材適所で管理監督者を配置する。
- ② 広域化時の消防署所における管理監督者の配置は、地域の実情に精通した職員を配置する。

ノ 協議第 29 号「退職手当の取扱い（負担方法）について」

継続協議となった。

ハ 協議第 30 号「委託料の負担方法について」

次のとおり確認された。

- ① 小田原市域外における消防事務に係る委託料については、原則として、必要経費に対し委託市町の人口割合に基づき算出する手法である「人口割」を適用し、委託市町ごとの負担額を算出することとする。

ヒ 協議第 31 号「階級設定について」

次のとおり確認された。

- ① 小田原市の職名に応じ階級を設定する。
- ② 広域化時の足柄消防組合職員の階級は、小田原市の基準に基づき他の職員との均衡を考慮して決定する。

フ 協議第 32 号「負担金の負担方法について」

次のとおり確認された。

- ① 消防事務に係る負担金については、原則として、関係市町の人口割合に基づき算出する手法である「人口割」を適用し、負担額を算出することとする。
ただし、関係市町に足柄上地域 1 市 5 町が関わる場合の算出にあたっては、足柄上地域 1 市 5 町の人口割を適用するものとする
 - ・建物及び施設のうち消防署所に関するものについては、関係市町の人口割を適用する。
 - ・建物及び施設のうち共用施設並びに消防車両等に関するものについては、小田原市を含めた 2 市 6 町全体の人口割を適用する。

(3) 将来ビジョンの作成方針について

将来ビジョンを作成することについて了承された。